

後期高齢者医療特別会計

市民部

保険課

1. 制度の概要

老人保健制度が平成20年3月31日で廃止され、4月1日から「後期高齢者医療制度」が始まった。

この制度は、75歳以上の方(65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方を含む)を対象とした医療保険制度で、県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となる。

広域連合は、財政運営、被保険者の資格認定・管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付等の事務を行い、市町は、各種届出・申請等の窓口事務や保険料の徴収事務を行う。

2. 被保険者数及び各種申請・届出の状況

平成21年3月末現在の被保険者数は9,079人で、市全体に占める割合は15.48%となっている。(参考)平成20年4月1日現在 被保険者数 8,832人(14.88%)
市が1年間で受付した各種申請・届出の件数は4,309件となっている。

単位:件

月	本庁	志摩支所	大王支所	浜島支所	磯部支所	計
4月	137	60	51	22	27	297
5月	90	61	49	13	40	253
6月	165	64	55	20	35	339
7月	201	75	58	24	38	396
8月	219	116	64	43	41	483
9月	145	67	38	32	33	315
10月	169	61	42	31	25	328
11月	180	45	30	19	30	304
12月	196	68	25	21	23	333
1月	299	84	46	21	54	504
2月	259	51	24	10	26	370
3月	234	80	35	17	21	387
合計	2,294	832	517	273	393	4,309

3. 後期高齢者医療保険料について

(1) 保険料額

保険料額は、均等割額と所得割額の合計額となり、それぞれの額・率は原則県内統一で、三重県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに算定する。

平成 20・21 年度の均等割額は36,758円、所得割率6.79%となっている。

$$\text{保険料額} = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 36,758\text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{基準所得金額} \times 6.79\% \end{array} \right)$$

(2) 保険料の納付方法と納期

特別徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給している人を対象に、年金から天引きする。

納期は、仮徴収が4月、6月、8月で、本徴収が10月、12月、2月となっている。

普通徴収

介護保険料とあわせた保険料額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える人や年度の途中で被保険者となった人などは特別徴収の対象とならないため、納付書等による徴収となる。

納期は、7月から翌年3月の9回となっている。ただし、平成20年度については、国の追加軽減政策により、8月から翌年3月の8回となった。

(3) 平成20年度の保険料収納状況

特別徴収の収納率は100%であるが、普通徴収は96.15%となっており、3,121,847円の収納未済金が生じている。

内 訳	調定額(円)	収納額(円)	不納欠損額 (円)	収納未済額 (円)	収納率(%)
特別徴収	233,023,447	233,023,447	0	0	100.00
普通徴収	81,072,102	77,950,255	0	3,121,847	96.15
合 計	314,095,549	310,973,702	0	3,121,847	99.01

4. 後期高齢者医療広域連合納付金の状況

制度の運営主体である「三重県後期高齢者医療広域連合」の運営財源として、広域連合規約共通経費の比率等に応じて、負担すべき金額を支出した。

【広域連合規約共通経費の比率】

高齢者人口割 45%、人口割 45%、均等割 10%

	内 訳	支出額(円)
事務費等負担金	一般管理事務費負担金	22,380,000
	健康診査事業負担金	3,070,000
	健康診査事業事務費負担金	1,234,000
	計	26,684,000
保険料負担金	保険料負担金	302,763,577
	保険基盤安定制度負担金	126,464,873
	計	429,228,450
療養給付費負担金	療養給付費負担金	432,181,000
市町負担金	市町負担金	6,408,000
合 計		894,501,450